

ふるさと福井移住定住促進機構 名古屋・京都・大阪オフィス設置運営等委託業務仕様書

1 事業の目的

本県出身の学生が多く進学している中京圏・関西圏に、福井県へのUIターン就職支援の拠点となる「ふるさと福井移住定住促進機構」の県外オフィス（名古屋オフィス、京都オフィス、大阪オフィス）を設置する。

上記オフィスに専任のアドバイザー、人材開拓員を配置し、同機構の一員として福井オフィス、東京オフィス、県名古屋事務所、県京都事務所、県大阪事務所、県内市町、関係機関等と密接に連携し、本県出身の学生および社会人への情報発信、相談対応や個別大学等への訪問、人材開拓業務などを強化することにより、本県への移住定住の促進を図ることを目的とする。

※「学生」：大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する者をいう。

2 委託業務の内容

(1) 概要

①名古屋オフィスの設置・運営

- ・名古屋市内にオフィスを設置・運営
- ・専任のUIターンアドバイザーを配置（1名）

②京都オフィスの設置・運営

- ・福井県京都事務所内にオフィスを設置・運営
- ・専任のUIターンアドバイザーを配置（1名）

③大阪オフィスの設置・運営

- ・福井県大阪事務所内にオフィスを設置・運営
- ・大阪オフィス（福井県大阪事務所内）に専任のUIターンアドバイザー（1名）および人材開拓員（1名）を配置

④東京・名古屋・京都・大阪オフィスの連携

⑤福井オフィスとの連携

⑥県名古屋事務所、県京都事務所、県大阪事務所、県内市町、関係機関との連携

⑦その他

(2) 各オフィスの設置場所、開所時間等

別紙のとおり

(3) 各オフィス個別の業務内容

①名古屋オフィスの設置・運営

(i) 設置・運営

- ・福井県名古屋事務所のある同一フロアに、「ふくい暮らしはたらくサポートセンター 名古屋オフィス」設置すること。

あわせて、同フロアに、個別相談用の別室を確保すること。

- ・名古屋オフィス専用の電話回線を設置すること。
- ・UIターンアドバイザーが不在の際、電話転送や来客対応等のサービスを提供できるようにすること。
- ・県や他オフィスの職員も利用できるようにすること。
- ・インターネットに接続できるパソコンおよびスマートフォンを配置し、UIターン希望者に対してオンラインによる相談や、メールやLINE等による情報発信ができるようにすること。
- ・個人情報を取り扱うため、委託契約書第14条および第15条を遵守し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

(ii) 専任のアドバイザーを配置（1名）

（アドバイザーの要件）

- ・就職や職業に関して豊富な知識があり、相談業務に関して高いスキルやノウハウを有する者であること。企業の人事労務経験を有する者や、キャリアコンサルタントの資格を有する者などが望ましい。

（アドバイザーの養成）

- ・アドバイザーが福井県や県内企業に関する知識を蓄積できるよう、研修や面談を適宜行うこと。

（アドバイザーの給与および待遇）

- ・県が示す委託契約金額の上限額をもとに、適正な給与および待遇を確保し、それに応じた職務を全うすること。

（アドバイザーの業務内容）

〔学生〕

- ・学生等に対する就職情報の発信、相談対応
県内企業や就職関連イベント等の就職情報および福井県での暮らし（仕事・住まい・生活）に関する総合的な情報の効果的な発信・提供、就職相談への対応を行うこと（オンラインによる情報発信、相談対応を含む）。
- ・大学等訪問
担当地域内の就職支援協定締結校を含む大学等の個別訪問（オンラインによる面談を含む）をし、UIターン支援施策のPR、在籍学生に対する就職イベントなどの県内就職情報や福井県での暮らし（仕事・住まい・生活）に関する総合的な情報等の提供依頼を行うこと。また、UIターン者数や就職先などUIターン就職関連情報（理工系学生に関するものを含む）・保護者会の情報などの収集、就職支援協定の締結依頼を行うこと。学生相談対応により大学等訪問を行うことが難しい場合は、大学訪問について定住促進課および県名古屋事務所へ対応を協議すること。
- ・学内相談会・セミナー等への参加、提案
担当地域内の大学で開催される学内相談会・セミナーや、福井県のPRを目的として出展するイベントに出席し、学生に対する相談や情報発信等を行うこと。
また、学内相談会・セミナーを開催しない大学に対し、適宜、開催の提案を行うこと。

- ・企業の情報収集・情報提供
訪問大学から情報収集する等して、担当地域内の企業の採用スケジュール等について情報収集すること。
また、県内企業からの問い合わせに応じ、大学の開講状況、キャリアセンターの担当者名等を適宜、情報提供するとともに、アドバイザーが有する情報を適宜提供するなど、県内企業に対する助言を行うこと。
- ・Fスクエア・キャリアナビセンターとの連携
学生に対する相談、企業情報の提供等について、Fスクエア・キャリアナビセンターに情報提供をするなど、連携すること

〔社会人〕

- ・社会人U I ターン希望者に対する移住・就職情報の発信、相談対応
担当地域内の社会人U I ターン希望者に対する情報発信（仕事・住まい・生活情報等総合的な情報発信、移住就職イベント等）、相談対応（定住促進課、ふるさと福井移住定住促進機構福井オフィスへの取次ぎ）を行うこと。
また、オンライン相談を積極的に活用すること。
 - ・U I ターン希望者の掘り起こし
福井オフィスや県名古屋事務所と連携して、U I ターン希望者を開拓すること。
- ※U I ターン希望者の掘り起こしについては、例えば、291 JOBSにおける情報登録者、移住相談会等のイベント参加者、交通費助成等の利用者等への声掛けや、社員の地方分散を進める都市部企業等に働きかけるなど、機会を捉えて、新規求職者の増加につながる活動を展開していくこと。
- ・登録者へのフォローアップ
ふくい暮らしはたらくサポートセンター登録者に対し、電話・メール・オンライン等を活用して、移住・就職に向けた進捗状況の聴き取りを定期的に行うなど、継続的なフォローアップを行うこと。

〔共通〕

- ・県が主催、参加する移住就職セミナー等イベントの運営協力
担当地域内で行う学生・社会人を対象とした移住就職セミナーや、イベント等の企画運営に協力すること
- ・県名古屋事務所との連携
県名古屋事務所内で共通的に発生する業務について適切に実施すること。また、当事務所が実施する、本県への移住定住の促進に関連する事業についても協力、連携すること。業務の進捗状況等について当事務所から報告を求められた場合は、これに応じること。

(iii) 前各号に掲げるもののほか、U I ターン就職および本県への定住促進に必要な事業の企画・実施

- ・名古屋オフィスへの学生・社会人の利用者を増やし、相談件数を拡大するための方策

を実施すること

②京都オフィスの設置・運営

(i) 設置・運営

- ・福井県京都事務所内に「ふくい暮らしはたらくサポートセンター 京都オフィス」を設置すること。
なお、事務所の机、椅子については県が用意する。あわせて、個別相談用の別室を確保すること。
- ・京都オフィス専用の電話回線を設置すること。
- ・U I ターンアドバイザーが不在の際、電話転送や来客対応等のサービスを提供できるようにすること。
- ・インターネットに接続できるパソコンおよびスマートフォンを配置し、U I ターン希望者に対してオンラインによる相談や、メールやLINE等による情報発信ができるようにすること。
個人情報を取り扱うため、委託契約書第14条および第15条を遵守し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

(ii) 専任のアドバイザー配置（1名）

(アドバイザーの要件)

- ・就職や職業に関して豊富な知識があり、相談業務に関して高いスキルやノウハウを有する者であること。企業の人事労務経験を有する者や、キャリアコンサルタントの資格を有する者などが望ましい。

(アドバイザーの養成)

- ・アドバイザーが福井県や県内企業に関する知識を蓄積できるよう、研修や面談を適宜行うこと。

(アドバイザーの給与および待遇)

- ・県が示す委託契約金額の上限額をもとに、適正な給与および待遇を確保し、それに応じた職務を全うすること。

(アドバイザーの業務内容)

[学生]

- ・学生等に対する就職情報の発信、相談対応
県内企業や就職関連イベント等の就職情報および福井県での暮らし（仕事・住まい・生活）に関する総合的な情報の効果的な発信・提供、就職相談への対応を行うこと（オンラインによる情報発信、相談対応を含む）。
- ・大学等訪問
担当地域内の就職支援協定締結校を含む大学等の個別訪問（オンラインによる面談を含む）をし、U I ターン支援施策のPR、在籍学生に対する就職イベントなどの県内就職情報や福井県での暮らし（仕事・住まい・生活）に関する総合的な情報等の提供依頼を行うこと。また、U I ターン者数や就職先などU I ターン就職関連情報（理

工系学生に関するものを含む）・保護者会の情報などの収集、就職支援協定の締結依頼を行うこと。学生相談対応により大学等訪問を行うことが難しい場合は、大学訪問について定住促進課および県京都事務所へ対応を協議すること。

さらに、学生キャンプ（学生による県内の地域課題解決を目的とした活動）への参加誘致を行うこと。

- ・学内相談会・セミナー等への参加、提案

担当地域内の大学で開催される学内相談会・セミナーや、福井県のPRを目的として出展するイベントに出席し、学生に対する相談や情報発信等を行うこと。

また、学内相談会・セミナーを開催しない大学に対して、適宜、開催の提案を行うこと。

- ・企業の情報収集・情報提供

訪問大学から情報収集する等して、担当地域内の企業の採用スケジュール等について情報収集すること。

また、県内企業からの問い合わせに応じ、大学の開講状況、キャリアセンターの担当者名等を適宜、情報提供するとともに、アドバイザーが有する情報を適宜提供するなど、県内企業に対する助言を行うこと。

- ・Fスクエア・キャリアナビセンターとの連携

学生に対する相談、企業情報の提供等について、Fスクエア・キャリアナビセンターに情報提供をするなど、連携すること

〔社会人〕

- ・社会人UIターン希望者に対する移住・就職情報の発信、相談対応

担当地域内の社会人UIターン希望者に対する情報発信（仕事・住まい・生活情報等総合的な情報発信、移住就職イベント等）、相談対応（定住促進課、ふるさと福井移住定住促進機構福井オフィスへの取次ぎ）を行うこと。

また、オンライン相談を積極的に活用すること。

- ・UIターン希望者の掘り起こし

福井オフィスや大阪オフィス、県京都事務所と連携して、UIターン希望者を開拓すること。

※UIターン希望者の掘り起こしについては、例えば、291JOBSにおける情報登録者、移住相談会等のイベント参加者、交通費助成等の利用者等への声掛けや、社員の地方分散を進める都市部企業等に働きかけるなど、機会を捉えて、新規求職者の増加につながる活動を展開していくこと。

- ・登録者へのフォローアップ

ふくい暮らしはたらくサポートセンター登録者に対し、電話・メール・オンライン等を活用して、移住・就職に向けた進捗状況の聴き取りを定期的に行うなど、継続的なフォローアップを行うこと。

〔共通〕

- ・県が主催、参加する移住就職セミナー等の運営協力

担当地域内で行う学生、社会人を対象とした移住就職セミナーなど、イベント等の企画運営に協力すること

・ 県京都事務所との連携

県京都事務所内で共通的に発生する業務について適切に実施すること。また、当事務所が実施する、本県への移住定住の促進に関連する事業について協力、連携すること。業務の進捗状況等について当事務所から報告を求められた場合は、これに応じること。

(iii) 前各号に掲げるもののほか、UIターン就職および本県への定住促進に必要な事業の企画・実施

- ・ 京都オフィスへの学生・社会人の利用者を増やし、相談件数を拡大するための方策を実施すること。

③大阪オフィスの設置・運営

(i) 大阪オフィスの設置・運営

- ・ 福井県大阪事務所内に「ふくい暮らしはたらくサポートセンター 大阪オフィス」を設置すること。なお、事務所の机、椅子については県が用意する。

あわせて、個別相談用の別室を確保すること。

- ・ 大阪オフィス専用の電話回線を設置すること。

- ・ UIターンアドバイザーや人材開拓員が不在の際、電話転送や来客対応等のサービスを提供できるようにすること。

- ・ インターネットに接続できるパソコンを配備し、UIターン希望者に対してメールによる相談や情報発信ができるようにすること。また、学生対応を行うアドバイザーにはスマートフォンを配置し、UIターン希望者に対してLINEや、オンライン等による相談や情報発信ができるようにすること。

個人情報を取り扱うため、委託契約書第14条および第15条を遵守し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

(ii) 専任のアドバイザーを配置（1名）

(アドバイザーの要件)

- ・ 就職や職業に関して豊富な知識があり、相談業務に関して高いスキルやノウハウを有する者であること。企業の人事労務経験を有する者や、キャリアコンサルタントの資格を有する者などが望ましい。

(アドバイザーの養成)

- ・ アドバイザーが福井県や県内企業に関する知識を蓄積できるよう、研修や面談を適宜行うこと。

(アドバイザーの給与および待遇)

- ・ 県が示す委託契約金額の上限額をもとに、適正な給与および待遇を確保し、それに応じた職務を全うすること。

(アドバイザーの業務内容)

〔学生〕

- ・ 学生等に対する就職情報の発信、相談対応
県内企業や就職関連イベント等の就職情報および福井県での暮らし（仕事・住まい・生活）に関する総合的な情報の効果的な発信・提供、就職相談への対応を行うこと（オンラインによる情報発信、相談対応を含む）。
- ・ 大学等訪問
担当地域内の就職支援協定締結校を含む大学等の個別訪問（オンラインによる面談を含む）をし、UIターン支援施策のPR、在籍学生に対する就職イベントなどの県内就職情報や福井県での暮らし（仕事・住まい・生活）に関する総合的な情報等の提供依頼を行うこと。また、UIターン者数や就職先などUIターン就職関連情報（理工系学生に関するものを含む）・保護者会の情報などの収集、就職支援協定の締結依頼を行うこと。学生相談対応により大学等訪問を行うことが難しい場合は、大学訪問について定住促進課および県大阪事務所へ対応を協議すること。
- ・ 学内相談会・セミナー等への参加、提案
担当地域内の大学で開催される学内相談会・セミナーや、福井県のPRを目的として出展するイベントに出席し、学生に対する相談や情報発信等を行うこと。
また、学内相談会・セミナーを開催しない大学に対し、適宜、開催の提案を行うこと。
- ・ 企業の情報収集・情報提供
訪問大学から情報収集する等して、担当地域内の企業の採用スケジュール等について情報収集すること。
また、県内企業からの問い合わせに応じ、大学の開講状況、キャリアセンターの担当者名等を適宜、情報提供するとともに、アドバイザーが有する情報を適宜提供するなど、県内企業に対する助言を行うこと。
- ・ Fスクエア・キャリアナビセンターとの連携
学生に対する相談、企業情報の提供等について、Fスクエア・キャリアナビセンターに情報提供をするなど、連携すること

〔社会人〕

- ・ 社会人UIターン希望者に対する移住・就職情報の発信、相談対応
担当地域内の社会人UIターン希望者に対する情報発信（仕事・住まい・生活情報等総合的な情報発信、移住就職イベント等）、相談対応（定住促進課、ふるさと福井移住定住促進機構福井オフィスへの取次ぎ）を行うこと。
また、オンライン相談を積極的に活用すること。
- ・ 登録者へのフォローアップ
ふくい暮らしはたらくサポートセンター登録者に対し、電話・メール・オンライン等を活用して、移住・就職に向けた進捗状況の聴き取りを定期的に行うなど、継続的なフォローアップを行うこと。

(iii) 人材開拓員の配置（1名）

- ・ 福井県大阪事務所内に設置した「ふくい暮らしはたらくサポートセンター 大阪オフ

イス」内に人材開拓員を配置する。

(人材開拓員の要件)

- ・就職や職業に関する知識があり、積極的に企業や関係団体等に出向いて、福井県のPR活動や、UIターン希望者との面談・相談ができること。

(民間企業における営業職経験を有する者や、キャリアコンサルタントの資格を有する者などが望ましい。)

(人材開拓員の養成)

- ・人材開拓員が福井県や県内企業に関する知識を蓄積できるよう、研修や面談を適宜行うこと。

(人材開拓員の給与および待遇)

- ・県が示す委託契約金額の上限額をもとに、適正な給与および待遇を確保し、それに応じた職務を全うすること。

(人材開拓員の業務内容)

- ・社会人UIターン希望者に対する移住・就職情報の発信、相談対応
担当地域内の社会人UIターン希望者に対する情報発信（仕事・住まい・生活情報等総合的な情報発信、移住就職イベント等）、相談対応（定住促進課、ふるさと福井移住定住促進機構福井オフィスへの取次ぎ）を行うこと。

また、オンライン相談を積極的に活用すること。

- ・人材開拓業務

企業、関係団体、学校（大学・専門学校等）、移住就職イベント等を積極的に訪問（オンラインを含む）し、福井県のPR等によりUIターン希望者を開拓すること。訪問にあたっては、訪問先の選定や、必要に応じて大阪事務所の企業訪問に同行するなど、大阪事務所の職員と連携を図ること。

※UIターン希望者の掘り起こしについては、例えば、291JOBSにおける情報登録者、移住相談会等のイベント参加者、交通費助成等の利用者等への声掛けや、社員の地方分散を進める都市部企業等に働きかけるなど、機会を捉えて、新規求職者の増加につながる活動を展開していくこと。

- ・UIターン希望者へのフォローアップ

ふくい暮らしはたらくサポートセンターの求職登録者に対して継続的にアプローチし、きめ細かな相談等を通して、福井県への移住定住を働きかけること。

また、必要に応じて求職者が求める場所に出向いて面談するなど、オフィス外での活動に柔軟に対応できるようにすること。

- ・UIターンアドバイザーとの連携

移住・就職相談（社会人）、学生に対する就職相談、大学訪問、学内相談会への参加等、UIターンアドバイザーと連携して学生支援に対応すること。

〔共通〕

- ・ 県が主催、参加する移住就職セミナー等の運営協力
担当地域内で行う学生、社会人を対象とした移住就職セミナーなど、イベント等の運営に協力すること。
- ・ 県大阪事務所との連携
県大阪事務所内で共通的に発生する業務について適切に実施すること。また、当事務所が実施する、本県への移住定住の促進に関連する事業について協力、連携すること。業務の進捗状況等について当事務所から報告を求められた場合は、これに応じること。

(iv) 前各号に掲げるもののほか、U I ターン就職および本県への定住促進に必要な事業の企画・実施

- ・ 大阪オフィスへの学生・社会人のU I ターンを促進するための方策や相談件数を拡大するための方策を実施すること

④東京・名古屋・京都・大阪オフィスの連携

- ・ 各オフィス間で連携を取ることで、柔軟な相談体制の確保など、効果的なオフィス運営を図ること。
- ・ 受託者は、各オフィスをフォローする担当職員を配置し、定期的に各オフィスの巡回や、オンライン会議の実施などにより、職員の業務状況の確認や必要に応じて助言、研修、指導等を行うこと。

⑤福井オフィスとの連携

- ・ 業務の進め方、その結果報告等についてふくい暮らしはたらくサポートセンター統括マネージャー（福井オフィス）から指示がある場合は、これに従うこと。
- ・ 相談者から土曜日の相談依頼があった場合には、福井オフィスの担当者に適切に取り次ぐこと。

⑥その他

- ・ 移住希望者等との相談対応には電話やメール、オンラインを積極的に活用すること。その際、必要に応じて福井オフィスをはじめ、他オフィスのカウンセラー、アドバイザー、人材開拓員の参加を依頼するなど、連携を図ること。
- ・ 各オフィスの通信環境に応じたモバイルルーターをはじめ必要な機器の配置のほか、在宅でのリモート勤務ができるよう、環境整備を行うこと。

(4) 業績評価指数（K P I）の設定について

受託者は、当業務の受託実施にあたり、各オフィス別に以下の項目について年間の業績評価指数（K P I）を設定し、提案すること。

- ・ 相談件数（学生および社会人についてそれぞれ）
- ・ 就職者数（学生）および移住者数（社会人）
- ・ 各オフィスにおける自主的なイベント等開催件数（学生および社会人についてそれぞれ）

ぞれ)

- ・大学等訪問件数（専任アドバイザー）
- ・企業、関係団体等訪問件数（人材開拓員）

なお、受託者決定後、上記K P Iをもとに県と受託者が協議のうえ、最終的なK P Iを設定するものとする。

3 実績報告について

(1) 業務報告

各オフィスの職員（U I ターンアドバイザー、人材開拓員）は、勤務日ごとおよび毎月の業務実施状況について、県が指定する様式や方法、期日に基づき報告すること。

(2) 実績報告

委託事業が終了したときは、委託期間終了日までに実績報告書を定住促進課あてに提出するものとする。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 その他の条件等

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、委託契約書別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 業務の再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。

(3) 権利の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権は、原則として委託料の支払いが完了したときに受託者から県に移転するものとする。

(4) 県への報告

受託者は、事業の実施状況について適宜県へ報告すること。

(5) その他

契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

(別 紙)

ふるさと福井移住定住促進機構 各オフィスの設置場所・開所日・開所時間等

		名古屋オフィス	京都オフィス	大阪オフィス
場 所		名古屋市中村区名駅3丁目26-8 KDX名古屋駅前ビル 13F リージャス ビジネスセンター内	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町88番地 K. I. 四条ビル6階 福井県京都事務所内 (福井銀行京都支店内)	大阪府中央区瓦町2丁目2-14 福井県大阪事務所内
	開 所 期 間	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日
開 所 時 間	平 日	10時～17時	10時～17時	10時～17時
	土 曜	—	—	—
開所日	平 日	・月曜日～金曜日	・月曜日～金曜日	・月曜日～金曜日
	土 曜	—	—	—
配 置 人 員		UIターン アドバイザー(1名)	UIターン アドバイザー(1名)	UIターン アドバイザー(1名) 人材開拓員(1名)
担 当 地 域	主	愛知、岐阜、静岡、長野 三重	京都、滋賀	大阪、兵庫、奈良、 和歌山、広島、岡山、 鳥取、島根
	副	—	大阪、兵庫、奈良、 和歌山	京都、滋賀

※場所、開所日、開所時間については県と協議のうえ変更することもあり得る。

※担当地域については、担当以外の地域も各オフィス間が連携して相互にカバーすること。